

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号
澁澤倉庫株式会社
取締役社長 犬塚 静 衛

第160期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第160期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号
澁澤蛸殻町ビル7階 会議室
(末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第160期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第160期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shibusawa.co.jp/ir/event.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の動向が懸念されるなか、海外経済の拡大を背景とした輸出の増加や企業収益の改善を受けて設備投資も引き続き増加し、雇用や所得環境の改善が広がり、個人消費が底堅く推移するなど景気は緩やかな拡大を持続しました。

こうした経済情勢にあって、物流業界におきましては、国内保管残高が前年をやや下回って推移するなか、市場競争は依然として激しく、燃料費等コスト上昇要因の増加もあり事業環境の厳しさに大きな変化は見られませんでした。輸出入貨物が増加するなど荷動きにもやや明るさが見えてきました。また、不動産賃貸業界におきましては、オフィス・スペースの需給改善が鮮明になっており、募集賃料相場も上昇傾向が続くなど、全体に市況は明るさを増してまいりました。

このような事業環境のもと、当社グループは、平成18年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「SUCCESS 2008」の事業戦略に沿い、物流事業におきましては、一昨年12月より稼働した京葉配送営業所千葉北第二倉庫を本格稼働させるとともに、群馬県安中市に拠点を新設し、倉庫を基点とした輸配送業務の強化と流通加工業務の拡大など配送センター機能の拡充をはかってまいりました。また、中国・東南アジアにおける国際ネットワークの強化と陸運事業の質的転換を推進し、営業の拡大と採算性の向上への取り組みを実行してまいりました。さらに、大型物流センター整備の一環として愛知県小牧市の名古屋営業所において新倉庫(延床面積11,998.50㎡)の建設に着手いたしました。不動産事業におきましては、「保有資産の有効活用」の一環として東京都墨田区の賃貸用マンション「ドミール菊川」(地上7階建、総戸数102戸、延床面積3,885.27㎡)を昨年10月に竣工させ、稼働を開始いたしました。また、既存賃貸施設の機能改善にも注力し、安定的なテナント契約の維持に努めてまいりました。その他事業のゴルフ場の経営につきましても、引き続き集客営業の推進と運営コストの低減に注力し、健全経営の維持に努めました。財務体質の強化につきましては、普通社債の償還を自己資金で行うなど有利子負債の削減に努めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は557億2千8百万円(前連結会計年度比3.1%増)、営業利益は26億6千1百万円(同12.9%増)、経常利益は24億9千5百万円(同11.5%増)となりました。また、特別利益として、当社および澁澤(香港)有限公司による固定資産売却益等28億1千4百万円を計上する一方、施設撤去費用や固定資産処分損等による特別損失3億5千万円を計上したため、当期純利益は27億8千3百万円となり、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用による減損損失等により純損失となった前連結会計年度に比べ、54億4千3百万円の増加となりました。

なお、当社個別の営業収益は473億4千2百万円（前期比2.6%増）、営業利益は24億8千万円（同23.6%増）、経常利益は24億1千1百万円（同21.5%増）、当期純利益は13億5千7百万円となり、投資等損失引当金繰入額および減損損失等により純損失となった前年同期に比べ、43億1千2百万円の増加となりました。

事業のセグメント別の営業の概況および営業収益は、次のとおりでございます。

① 物流事業

倉庫業務は、数量ベースの保管残高は前期をやや下回って推移しましたが、一昨年12月より千葉北第二倉庫が本格稼働したことや安中営業所の新設などにより、日用品や食品類等を中心に出入庫数量が増加したことに加え、積極的に流通加工業務への取り組みをはかったことにより、保管料、荷役料ともに増加し、営業収益は前連結会計年度比12.2%の増収となりました。

港湾運送業務は、前期にあったプロジェクト貨物の取扱いが終了した影響があったものの、輸出貨物の取扱いが堅調に推移したことに加え、在来船に係る船内荷役業務が伸張したことにより、営業収益は前連結会計年度並みを確保できました。

陸上運送業務は、引越業務の取扱いが前期をやや下回ったほか、一部業務の縮小の影響がありましたが、フェリー輸送が堅調に推移したほか、拠点の新設と増強によるトラック輸配送の増加もあり、営業収益は前連結会計年度比0.4%の微増収となりました。

国際輸送業務は、医療器機や自動車関連部材を中心に輸出航空貨物の取扱いが伸張したことに加え、海上輸送による日本／アジア間の国際一貫輸送や海外荷捌業務も好調に推移しました。また、当期より澁澤(香港)有限公司を連結子会社としたこともあり、営業収益は前連結会計年度比19.2%の増収となりました。

この結果、**物流事業全体**の営業収益は494億7百万円（前連結会計年度比3.3%増）となりました。

② 不動産事業

一部賃貸施設において賃貸借契約の解約がありましたが、神戸市東灘区深江浜の土地の再活用や賃貸用マンション「ドミール菊川」の稼働開始のほか、東京都江東区にあった流動化資産の信託解除と売却に伴う不動産付帯収入があり、営業収益は57億9百万円（前連結会計年度比2.0%増）となりました。

③ その他事業

ゴルフ場運営につきましては、集客営業に努めましたが、週末の雨天増加の影響や近隣ゴルフ場との競争激化もあり、来場者数が伸び悩んだため、営業収益は6億6千1百万円（前連結会計年度比4.9%減）となりました。

企業集団の事業セグメント別営業収益

| 区 分 | 当期（第160期） （平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで） | | 前期（第159期） （平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで） | | 前 期 比 増 減 額 （△は減） | 前 期 比 増 減 率 （△は減） |
|-------------------|--|-----------|--|-----------|-------------------------|-------------------------|
| | 営業収益 | 構成比 | 営業収益 | 構成比 | | |
| 物 流 事 業 | 百万円 49,407 | % 88.6 | 百万円 47,822 | % 88.4 | 百万円 1,585 | % 3.3 |
| 不 動 産 事 業 | 5,709 | 10.2 | 5,598 | 10.3 | 111 | 2.0 |
| そ の 他 事 業 | 661 | 1.2 | 695 | 1.3 | △ 34 | △ 4.9 |
| 計 | 55,778 | 100.0 | 54,116 | 100.0 | 1,662 | 3.1 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | △ 50 | — | △ 50 | — | 0 | — |
| 連 結 営 業 収 益 合 計 | 55,728 | — | 54,065 | — | 1,662 | 3.1 |

物流事業セグメントの業務別営業収益

| 区 分 | 当期（第160期） （平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで） | | 前期（第159期） （平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで） | | 前 期 比 増 減 額 （△は減） | 前 期 比 増 減 率 （△は減） |
|-----------------|--|-----------|--|-----------|-------------------------|-------------------------|
| | 営業収益 | 構成比 | 営業収益 | 構成比 | | |
| 倉 庫 業 務 | 百万円 7,565 | % 15.3 | 百万円 6,743 | % 14.1 | 百万円 822 | % 12.2 |
| 港 湾 運 送 業 務 | 6,132 | 12.4 | 6,132 | 12.8 | 0 | 0.0 |
| 陸 上 運 送 業 務 | 29,099 | 58.9 | 28,996 | 60.6 | 102 | 0.4 |
| 国 際 輸 送 業 務 | 4,672 | 9.5 | 3,920 | 8.2 | 752 | 19.2 |
| そ の 他 の 物 流 業 務 | 1,937 | 3.9 | 2,029 | 4.3 | △ 92 | △ 4.5 |
| 物 流 事 業 合 計 | 49,407 | 100.0 | 47,822 | 100.0 | 1,585 | 3.3 |

(注) 上記の営業収益には、「セグメント間の内部売上高又は振替高」は含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました当社グループの設備投資の総額は20億5百万円（支払いベース）で、その主なものは次のとおりであります。

① 当年度中に完成した主要設備

当社 不動産部

賃貸用マンション「ドミール菊川」建設（東京都墨田区）

② 当年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当社 中部支店 名古屋営業所

名古屋A号倉庫建設工事（愛知県小牧市）

③ 当年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当社 不動産部

土地および倉庫売却（東京都江東区）

当社 本社

社宅土地および建物売却（横浜市港北区）

当社 本社

土地売却（栃木県那須郡）

当社 中国・九州支店 新門司営業所

倉庫建物売却（北九州市門司区）

澁澤(香港)有限公司

倉庫建物および底地の土地所有権売却（香港）

日正運輸株式会社

建物・構築物の撤去（北九州市門司区）

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き輸出が増加傾向を維持し、企業収益も好調を持續するものと見込まれ、民間需要に支えられた景気回復が続くものと予測されています。しかしながら、原油価格の動向が企業業績や消費者物価さらには堅調な海外経済にも影響を与えることが懸念され、先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

こうした経済情勢のなか、物流業界におきましては、荷主企業からの物流合理化要請に応えるべく、さらなる物流品質の高度化が求められております。また、燃料価格をはじめとするコスト上昇要因の増加に対処するため、一層の効率化への要請も高まっております。また、不動産賃貸業界におきましては、賃貸オフィスビル市場の需給改善が進み、今後も需要は伸びることが予測されており、新規高機能ビルの建設

は勿論、既存賃貸施設のリニューアルなど供給も引き続き増加するものと見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画「SUCCESS 2008」に沿い、「物流事業の収益力向上」と「保有資産の有効活用」を中心的課題として企業価値の増大に取り組んでおり、最終年度（2008年度）において、連結営業収益600億円、連結営業利益30億円、連結経常利益28億円の達成を目標としております。

この目標を達成するために、物流事業につきましては、積極的な設備投資により事業基盤の拡充をはかるとともに、採算性重視の業務構成へのシフトと現業体制の低コスト化により業績の拡大をはかるとともに、基本方針として以下の課題に取り組んでまいります。

陸上運送業務につきましては、地場輸送の機能強化により採算性の向上をはかるとともに、グループ会社との連携により長距離輸送のフェリー航送活用を一層推進してまいります。

大型物流センターの整備につきましては、愛知県小牧市の名古屋営業所において現在建設中の新倉庫（延床面積11,998.50㎡）が、本年6月に竣工いたします。また、本年5月に譲渡契約を締結いたしました神戸市中央区港島の倉庫建設予定地につきましても、平成21年度の稼働開始を目的として建設計画を推進してまいります。さらに、首都圏エリアの物流拠点拡充のため本年4月より稼働いたしました埼玉県三郷市の三郷営業所（延床面積19,830.40㎡）におきましては、文書保管業務の拡大をはかるとともに、首都圏および北日本への配送拠点として多様なサービスを提供してまいります。これら物流センターを核として、陸・海・空が一体となった高度なサービスを提供することにより、物流事業における収益基盤の強化をはかってまいり所存であります。

中国・アジアを中心とした国際輸送ネットワークにつきましては、中国において合弁会社の原尚澁澤物流（広州）有限公司が倉庫建設計画を推進するとともに、当社におきましても荷主企業の要請に機動的に対応するため、蘇州駐在員事務所を開設すべく準備を急いでおります。また、ますます物流が拡大しているベトナムにおいても、現地法人の設立を推進してまいります。

不動産事業につきましては、当社グループが保有する資産の有効活用策としての事業展開を基本方針として以下の課題に取り組んでまいります。

保有資産の有効活用と付加価値の最大化をはかるとともに、慎重に再開発対象資産の選別を行うとともに、最大の効果をもたらす再開発計画を策定してまいります。再開発準備のため基本設計に着手いたしました東京都中央区の「澁澤蛸殻町ビル」につきましても、早期に建設計画を決定し、最適な再開発計画を推進してまいります。また、既存賃貸施設につきましても、さらなる高度利用を推進し、付加価値の増大をはかるとともに、プロパティ・マネジメントのスキルアップによるテナント満足度向上と維持管理費用の削減に注力し、収益力の強化をはかってまいります。

事業の成長と企業価値の増大は、堅固な経営基盤があって可能になるとの認識から、安定的な利益の確保による株主資本の充実や有利子負債の圧縮により、財務体質の強化をはかるとともに、多様な人材の確保および育成に注力し、各事業戦略の実行に適した人材配置を推進することに加え、コーポレート・ガバナンスの強化や内部統制システムの整備を行い、堅固な経営体制を構築してまいります。

厳しい事業環境ではございますが、チャレンジ精神と創造性に溢れ、協調性に富んだ企業風土を作り、お客様第一・現場第一・安全第一を貫徹し、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第157期 | 第158期 | 第159期 | 第160期 |
|-----------------------|-----|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで) | (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで) | (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで) | (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで) |
| 営 業 収 益 (百万円) | | 51,294 | 53,004 | 54,065 | 55,728 |
| 経 常 利 益 (百万円) | | 1,503 | 1,505 | 2,238 | 2,495 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | | 757 | 660 | △ 2,660 | 2,783 |
| 1 株 当 り 当 期 純 利 益 (円) | | 9.63 | 8.34 | △ 35.07 | 36.60 |
| 総 資 産 (百万円) | | 95,210 | 97,296 | 94,316 | 90,575 |
| 純 資 産 (百万円) | | 33,127 | 33,675 | 33,861 | 36,016 |

△印は、「当期純損失」および「1株当たり当期純損失」を示しております。

- (注) 1. 第158期より、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第157期の数値につきましては、同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
2. 第159期が当期純損失となりましたのは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に伴い減損損失等の特別損失を計上したことによるものです。
3. 第160期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第157期 | 第158期 | 第159期 | 第160期 |
|-----------------|-----|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで) | (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで) | (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで) | (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで) |
| 営 業 収 益 (百万円) | | 44,271 | 45,411 | 46,163 | 47,342 |
| 経 常 利 益 (百万円) | | 1,221 | 1,334 | 1,984 | 2,411 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | | 658 | 641 | △ 2,955 | 1,357 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | 8.40 | 8.17 | △ 38.85 | 17.85 |
| 総 資 産 (百万円) | | 83,020 | 85,046 | 84,302 | 78,089 |
| 純 資 産 (百万円) | | 32,883 | 33,462 | 33,291 | 32,759 |

△印は、「当期純損失」および「1株当たり当期純損失」を示しております。

- (注) 1. 第159期が当期純損失となりましたのは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に伴い減損損失および投資等損失引当金繰入額等の特別損失を計上したことによるものです。
2. 第160期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|--------|----------|----------------|
| | 百万円 | % | |
| 澁澤陸運(株) | 80 | 100.0 | 貨物自動車運送業、倉庫業 |
| 大宮通運(株) | 45 | 66.6 | 貨物自動車運送業、倉庫業 |
| 北海澁澤物流(株) | 90 | 100.0 | 貨物自動車運送業、倉庫業 |
| 日正運輸(株) | 100 | 100.0 | 貨物自動車運送業 |
| (株)埼玉カントリー倶楽部 | 90 | 70.0 | ゴルフ場の経営および管理運営 |
| | 百万HK\$ | % | |
| 澁澤(香港)有限公司 | 10 | 100.0 | 輸出入貨物の取扱事業、倉庫業 |

- (注) 1. 大宮通運株式会社、北海澁澤物流株式会社、日正運輸株式会社、株式会社埼玉カントリー倶楽部および澁澤(香港)有限公司における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。
2. 当社は、大宮通運株式会社の株式を平成18年4月に追加取得しましたので、当社の議決権比率は、前期末の65.5%から66.6%へ増加いたしました。
3. 前期に持分法適用会社でありました澁澤(香港)有限公司は、重要性が増加したことから当期より重要な子会社の範囲に含めることといたしました。

(7) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

| 区 分 | | 主要な事業内容 |
|-----------|-----------------|--|
| 物 流 事 業 | 倉 庫 業 務 | 寄託を受けた貨物の倉庫保管を行うとともに、倉入・倉出し作業およびこれらに伴う諸作業を行う業務 |
| | 港 湾 運 送 業 務 | 港湾において船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌を行う業務 |
| | 陸 上 運 送 業 務 | 国内における貨物自動車運送業務およびこれに伴う荷捌を行う業務 |
| | 国 際 輸 送 業 務 | 国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務およびこれらに伴う荷捌を行う業務 |
| | そ の 他 の 物 流 業 務 | 物流施設賃貸業務、梱包、通運貨物の取扱いおよびこれらに伴う荷捌を行う業務 |
| 不 動 産 事 業 | | オフィスビル賃貸、不動産管理等の業務 |
| そ の 他 事 業 | | ゴルフ場運営等の業務 |

(8) 主要な事業所 (平成19年3月31日現在)

① 当社

| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
|---------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 本 社 | 東 京 都 中 央 区 | 北 関 東 支 店 | 埼 玉 県 さ い た ま 市 |
| 国 際 営 業 支 店 | 東 京 都 中 央 区 | 中 部 支 店 | 愛 知 県 小 牧 市 |
| 引 越 営 業 支 店 | 東 京 都 江 東 区 | 関 西 支 店 | 大 阪 府 大 阪 市 |
| 関 東 支 店 | 東 京 都 中 央 区 | 関西支店神戸輸出入営業所 | 兵 庫 県 神 戸 市 |
| 関 東 支 店 横 浜 港 営 業 所 | 神 奈 川 県 横 浜 市 | 中 国 ・ 九 州 支 店 | 福 岡 県 糟 屋 郡 |
| 関 東 支 店 千 葉 港 営 業 所 | 千 葉 県 千 葉 市 | — | — |

(注) 平成18年7月1日付組織改訂により、国際輸送支店を国際営業支店に名称を改めています。また、東京支店、横浜支店および千葉支店を関東支店に、大阪支店および神戸支店を関西支店にそれぞれ統合しています。

② 重要な子会社

| 名 称 | 本 社 所 在 地 | 主 要 な 営 業 拠 点 |
|---------------|-----------|--------------------------------|
| 澁澤陸運(株) | 東京都中央区 | 東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、愛知、福井、大阪、兵庫、山口 |
| 大宮通運(株) | 埼玉県さいたま市 | 埼玉 |
| 北海澁澤物流(株) | 北海道札幌市 | 北海道 |
| 日正運輸(株) | 東京都大田区 | 北海道、新潟、東京、大阪、福岡、宮崎 |
| (株)埼玉カントリー倶楽部 | 埼玉県入間郡 | 埼玉 |
| 澁澤(香港)有限公司 | 香 港 | 香港 |

(9) 従業員の状況 (平成19年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|--------------|-------------|
| 1,146名 (69名) | 14名増 (18名減) |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 490名 | 16名増 | 40歳3ヵ月 | 17年2ヵ月 |

(注) 従業員には出向者を含めて記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成19年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------------------|--------------|
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン | 7,000 百万円 |
| 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 3,481 |
| (株) み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行 | 3,325 |
| 日 本 生 命 保 険 (株) | 3,000 |
| 第 一 生 命 保 険 (株) | 2,300 |
| (株) 埼 玉 り そ な 銀 行 | 1,250 |
| (株) み ず ほ 銀 行 | 1,097 |
| 農 林 中 央 金 庫 | 889 |

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行を主幹事とするその他8行3社によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
 (注) 平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会決議により、124,780,000株増加しております。
- (2) 発行済株式の総数 76,088,737株
- (3) 単元株式数 1,000株
- (4) 株主数 4,544名
- (5) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主
 該当事項はありません。
- (6) 主な株主の状況

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|---|-------------|----------|
| | 持株数 | 出資比率 |
| 東京海上日動火災保険(株) | 千株 6,340 | % 8.3 |
| みずほ信託退職給付信託みずほコーポレート銀行 口再信託受託者資産管理サービス信託 | 3,748 | 4.9 |
| 清水建設(株) | 2,349 | 3.1 |
| 学帝京大 学 | 2,075 | 2.7 |
| 中央不動産(株) | 2,058 | 2.7 |
| 株埼玉りそな銀行 | 2,000 | 2.6 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口4） | 1,952 | 2.6 |
| 日本ゼオン(株) | 1,670 | 2.2 |
| 日本興亜損害保険(株) | 1,613 | 2.1 |
| モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク | 1,591 | 2.1 |

(注) 出資比率は自己株式（34,905株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および他の法人等の代表状況 |
|----------|------|---|
| 取締役会長 | 北村敏夫 | |
| ※取締役社長 | 犬塚静衛 | |
| ※専務取締役 | 本多紘三 | 管理本部長兼不動産営業本部長 |
| ※常務取締役 | 井上博之 | ロジスティクス営業本部長 |
| ※常務取締役 | 水越啓蔵 | ロジスティクス営業本部副本部長（中国事業統括）兼上海駐在員事務所長、澁澤物流(上海)有限公司董事長 |
| 常務取締役 | 齋藤秀一 | 管理本部副本部長兼総合企画部長 |
| 常務取締役 | 笠原伸次 | ロジスティクス営業本部副本部長（国内物流担当）兼関西支店長 |
| 取締役 | 下岡隆 | 管理本部経理部長 |
| 取締役 | 葉師寺徹 | 関東支店長 |
| 取締役 | 駒崎慶夫 | 不動産営業本部不動産部長 |
| 取締役 | 古賀保馬 | ロジスティクス営業本部海外事業室長 |
| 常勤監査役 | 森田久雄 | |
| 監査役 | 福島正樹 | |
| 監査役 | 加嶋昭男 | 加嶋法律事務所弁護士 |
| 監査役 | 須田光邦 | |
| 監査役 | 庄籠一允 | 庄籠税理士事務所税理士 |

(注) 1. ※印は代表取締役を示しております。

2. 監査役加嶋昭男、須田光邦、庄籠一允の3氏は社外監査役であります。

3. 監査役加嶋昭男氏は、チッソ株式会社の社外監査役を兼務しております。

監査役須田光邦氏は、月桂冠株式会社の社外監査役および株式会社ユウシュウコープの特別顧問を兼務しております。

監査役庄籠一允氏は、株式会社アドヴァンの社外監査役を兼務しております。

4. 常勤監査役森田久雄氏は、約30年間にわたり当社の経理業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役庄籠一允氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤正秀、國司浩次の両氏は任期満了により退任いたしました。

7. 平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって、監査役山崎歌介氏は辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------|------------|------------------|
| 取 締 役 | 11名 | 201百万円 |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 5名 (3名) | 37百万円 (16百万円) |
| 合 計 | 16名 | 239百万円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。
3. 報酬等の額には、役員賞与22百万円（取締役11名19百万円、監査役5名2百万円（うち社外監査役3名80万円））が含まれております。
4. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会において退任した取締役2名および監査役1名に対して、退職慰労金25百万円（取締役2名22百万円、監査役1名2百万円）を支給しております。
5. 平成18年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を同年6月29日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議し、同総会において重任した取締役9名および在任監査役4名に対し、上記制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金214百万円（取締役9名200百万円、監査役4名13百万円（うち社外監査役3名9百万円））を打切り支給として、退任時に支給することをご承認いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係
該当事項はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
監査役加嶋昭男氏は、チッソ株式会社の社外監査役を兼務しております。
監査役須田光邦氏は、月桂冠株式会社の社外監査役を兼務しております。
監査役庄籠一允氏は、株式会社アドヴァンの社外監査役を兼務しております。

③ 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況

| | 取締役会（22回開催） | | 監査役会（14回開催） | |
|---------|-------------|-------|-------------|--------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 監査役加嶋昭男 | 16回 | 72.7% | 13回 | 92.9% |
| 監査役須田光邦 | 19回 | 86.4% | 14回 | 100.0% |
| 監査役庄籠一允 | 20回 | 90.9% | 14回 | 100.0% |

(b) 取締役会等における発言状況

- ・監査役加嶋昭男氏は、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・監査役須田光邦氏は、必要に応じて、主に大手銀行における金融関係の知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・監査役庄籠一允氏は、必要に応じて、主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款に基づき、当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

- ・当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を限定しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人（東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル）

(2) 報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 22百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法第436条第2項第1号および第444条第4項に基づく監査と証券取引法第193条の2に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、当社都合による場合のほか、会計監査人において会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務の遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法または証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員すべてが遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、平成16年10月に「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：取締役社長）を設置し、コンプライアンスへの取り組みを強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでまいります。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- i) 「行動規範」の管理と改訂
- ii) 役職員のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- iii) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- iv) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- v) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- vi) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- vii) 活動状況、決議事項および問題点の経営会議への具申と報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として環境・品質管理室を設置しており、会社に重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書規程および文書取扱要領に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質・災害等に関するリスクについては、それぞれの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

緊急事態が発生した場合、またはその発生が予想される場合、緊急事態対策処理規程に基づき、取締役社長が緊急事態対策本部の設置を指示し、被害対策と被害の未然防止を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- i) 「職務権限・責任規程」「決裁手続規定」による重要事項の具体的判断基準の明確化
- ii) 役付取締役を構成員とする経営会議による重要事項の審議

- iii) 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化
- iv) 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。
なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議の上対応します。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重いたします。
監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および職員は、次に定める事項を速やかに監査役に報告するよう取り決め、これを実施します。
 - i) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ii) 毎月の経営状況に関する事項
 - iii) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - iv) 重大な法令違反・定款違反
 - v) ヘルプラインによる通報状況および内容
 - vi) その他取締役および職員が重要と判断した事項
- ⑧ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。
監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。
- ⑨ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - i) 当社とグループ各社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
 - ii) 当社の役付取締役および各連結子会社の代表取締役は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
 - iii) グループ各社の代表取締役は、関係会社報告会において、当社の役付取締役に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であ

る必要があると考えております。

当社が企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①物流事業と不動産事業を両輪としたビジネスモデル、②物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、③健全な財務体質、④専門性を有する人材の育成と確保、⑤取引先との信頼関係、および⑥創業以来の企業文化等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社は、株式の大量買付であっても、これらの当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このように当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するために2006年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「SUCCESS 2008」をスタートさせ、現在これを実現するべく邁進しているところです。具体的には、物流事業戦略として、①陸上運送業務の質的転換により採算性向上をはかる、②大型物流センターの整備により、お客様の多様なニーズに対応する、③拠点の集約と再配置によるコスト削減、④物流センターを核としたサービス体制の構築と物流一括受託業務の拡大、⑤国際3PLサービスの展開を、また、不動産事業戦略としては、①時価ベースによる付加価値の有無を判断基準とする再開発対象資産の選別、②再開発計画の策定、③テナントの満足度向上とコスト削減、④ビル管理サービス業務の育成を、それぞれ掲げて、これらの実現に取り組んでいきます。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組

当社は、平成19年3月30日開催の取締役会において、平成19年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会（以下「本総会」といいます。）までを当初の有効期間として「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」と総称します。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買

付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、当該買付等の実施に先立ち、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案等が、独立社外者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランに定める要件に該当する買付等であると認めた場合には、独立委員会検討期間の満了前であっても、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないとの行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、原則として、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより行使し、当社普通株式1株を取得することができます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランの当初の有効期間は、本総会終結の時までとし、本総会において本プランに関して株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入時点においては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることとなります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

③ 具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

2006年度を初年度とする中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得ることが予定されていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、当初の有効期間は本総会終結の時までであり、本総会において承認された場合に3年間更新されるものとされていること、当社株主総会または当社取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員への地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、公共性の高い業種を事業の中核としており、その性格上、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化が求められております。配当につきましても、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当社は、剰余金の配当等を取締役会にて決定することができるよう、平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会にて定款変更を決議しましたが、定款変更後の剰余金の配当につきましては、従来どおり中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施する予定であります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|-------------------|--------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流 動 資 産 | 23,183 | 流 動 負 債 | 21,009 |
| 現金及び預金 | 9,702 | 支払手形及び営業未払金 | 6,437 |
| 受取手形及び取引先未収金 | 11,370 | 短期借入金 | 6,099 |
| 有価証券 | 2 | 1年以内償還社債 | 3,000 |
| 立替金 | 965 | 預り金 | 912 |
| 繰延税金資産 | 438 | 未払法人税等 | 1,514 |
| その他 | 728 | 賞与引当金 | 562 |
| 貸倒引当金 | △ 24 | 役員賞与引当金 | 26 |
| 固 定 資 産 | 67,391 | その他 | 2,457 |
| 有形固定資産 | (46,833) | 固 定 負 債 | 33,549 |
| 建物及び構築物 | 24,661 | 長期借入金 | 18,719 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,660 | 長期預り金 | 9,822 |
| 土地 | 18,840 | 繰延税金負債 | 2,313 |
| リース | 795 | 退職給付引当金 | 2,444 |
| 建設仮勘定 | 523 | 役員退職慰労引当金 | 7 |
| その他 | 352 | その他 | 241 |
| 無形固定資産 | (891) | 負 債 合 計 | 54,558 |
| 借地権 | 508 | (純資産の部) | |
| その他 | 382 | 株 主 資 本 | 30,103 |
| 投資その他の資産 | (19,666) | 資本金 | 7,847 |
| 投資有価証券 | 16,804 | 資本剰余金 | 5,663 |
| 長期貸付金 | 789 | 利益剰余金 | 16,603 |
| 差入保証金 | 1,190 | 自己株式 | △ 11 |
| 繰延税金資産 | 393 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 4,639 |
| その他 | 571 | その他有価証券評価差額金 | 4,658 |
| 貸倒引当金 | △ 84 | 為替換算調整勘定 | △ 19 |
| 資 産 合 計 | 90,575 | 少 数 株 主 持 分 | 1,273 |
| | | 純 資 産 合 計 | 36,016 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 90,575 |

連結損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-------|--------|
| | 内 訳 | 合 計 |
| 営 業 収 益 | | 55,728 |
| 営 業 原 価 | | 49,727 |
| 営 業 総 利 益 | | 6,000 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,338 |
| 営 業 利 益 | | 2,661 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 372 | |
| そ の 他 | 141 | 513 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 464 | |
| そ の 他 | 215 | 679 |
| 経 常 利 益 | | 2,495 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 2,776 | |
| そ の 他 | 37 | 2,814 |
| 特 別 損 失 | | |
| 施 設 撤 去 費 用 | 166 | |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 82 | |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損 | 64 | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 37 | 350 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 4,958 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,546 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 131 | 1,415 |
| 少 数 株 主 利 益 | | 760 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,783 |

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 評価・換算差額等 | | 少数株主持分 |
|--------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|-------------------------------|----------------------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 定 調 整 勘 定 | |
| 前連結会計年度末残高 (平成18年3月31日現在) | 7,847 | 5,663 | 14,283 | △ 9 | 27,784 | 6,103 | △ 27 | 455 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △ 456 | | △ 456 | | | |
| 役 員 賞 与 | | | △ 6 | | △ 6 | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | 2,783 | | 2,783 | | | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 1 | △ 1 | | | |
| 株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | | △ 1,444 | 8 | 817 |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 2,320 | △ 1 | 2,318 | △ 1,444 | 8 | 817 |
| 当連結会計年度末残高 (平成19年3月31日現在) | 7,847 | 5,663 | 16,603 | △ 11 | 30,103 | 4,658 | △ 19 | 1,273 |

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数……6社
- ② 会社 の 名 称……澁澤陸運(株)、大宮通運(株)、北海澁澤物流(株)、日正運輸(株)、(株)埼玉カントリー倶楽部、澁澤(香港)有限公司

非連結子会社(親和物流(株)他)はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

なお、前連結会計年度に持分法適用会社であった澁澤(香港)有限公司については、重要性が増加したことから当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用非連結子会社……2社
及び 関 連 会 社 の 数
- ② 会 社 の 名 称……親和物流(株)、原尚澁澤物流(広州)有限公司

持分法を適用していない非連結子会社(中部システム物流(株)他)及び関連会社(門司港運(株)他)に対する投資については連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

なお、澁澤(香港)有限公司は、当連結会計年度より連結子会社としたことにより持分法の適用範囲から除外しております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、澁澤(香港)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
・ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの………移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産

主として定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降の取得の建物（建物附属設備を除く）及び連結子会社の一部資産については定額法を採用しております。

・無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

・役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ26百万円減少しております。

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

・役員退職慰労引当金

一部の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

（追加情報）

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を同年6月29日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議し、同総会において、上記制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を役員退任時に打切り支給することを決議しました。これに伴い、確定した役員退職慰労金（214百万円）の打切り支給額は、固定負債の「その他」に含めて記載しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……長期借入金

・ヘッジ方針

将来の金利上昇リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用して
おり、投機目的の取引は行っておりません。

・ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は34,743百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物 6,674百万円

機械装置及び運搬具 8百万円

土地 1,286百万円

投資有価証券 6,296百万円

計 14,265百万円

② 担保に係る債務

短期借入金 2,646百万円

長期借入金 6,097百万円

割引手形 80百万円

計 8,824百万円

上記の他、有価証券2百万円及び投資有価証券12百万円を借地契約保証金代用証券として供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,462百万円

(3) 偶発債務

保証債務 1,153百万円

受取手形割引高 155百万円

(4) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

| | |
|------|--------|
| 受取手形 | 121百万円 |
| 支払手形 | 10百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-----------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 発行済株式 普通株式 | 76,088千株 | — | — | 76,088千株 |
| 自己株式 普通株式(注) | 32千株 | 2千株 | — | 34千株 |

(注) 自己株式の増加2千株は単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成18年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 228百万円 | 3円 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日 |
| 平成18年11月17日 取締役会 | 普通株式 | 228百万円 | 3円 | 平成18年9月30日 | 平成18年12月8日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|-------|----------|------------|------------|
| 平成19年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 380百万円 | 利益剰余金 | 5円 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日 |

4. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 456円83銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 36円60銭 |

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----------|--------------|--------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 17,413 | 流動負債 | 15,451 |
| 現金及び預金 | 5,675 | 営業未払金 | 5,739 |
| 受取手形 | 823 | 短期借入金 | 2,466 |
| 取引先未収金 | 9,124 | 1年以内償還社債 | 3,000 |
| 有価証券 | 2 | 未払金 | 236 |
| 立替金 | 954 | 前受金 | 478 |
| 貯蔵品 | 9 | 預り金 | 595 |
| 前払費用 | 254 | 未払法人税等 | 1,255 |
| 繰延税金資産 | 341 | 賞与引当金 | 394 |
| その他の資産 | 243 | 役員賞与引当金 | 22 |
| 貸倒引当金 | △ 15 | その他 | 1,262 |
| 固定資産 | 60,675 | 固定負債 | 29,878 |
| 有形固定資産 | (38,465) | 長期借入金 | 18,015 |
| 建物 | 22,373 | 長期預り金 | 5,091 |
| 構築物 | 452 | 繰延税金負債 | 2,313 |
| 機械装置 | 381 | 退職給付引当金 | 2,115 |
| 車両運搬具 | 11 | 投資等損失引当金 | 2,102 |
| 器具備品 | 239 | その他 | 241 |
| 土地 | 14,483 | 負債合計 | 45,330 |
| 建設仮勘定 | 523 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | (834) | 株主資本 | 28,173 |
| 借地権 | 508 | 資本 | 7,847 |
| 施設利用権 | 108 | 資本剰余金 | 5,660 |
| ソフトウェア | 214 | 資本準備金 | 5,660 |
| ソフトウェア仮勘定 | 2 | 利益剰余金 | 14,676 |
| 投資その他の資産 | (21,375) | その他利益剰余金 | 14,676 |
| 投資有価証券 | 16,308 | 配当準備積立金 | 1,500 |
| 関係会社株 | 857 | 特別償却積立金 | 1 |
| 出資 | 1 | 圧縮記帳積立金 | 715 |
| 関係会社出資金 | 342 | 別途積立金 | 10,000 |
| 長期貸付金 | 2,843 | 繰越利益剰余金 | 2,459 |
| 長期前払費用 | 20 | 自己株式 | △ 11 |
| その他 | 1,189 | 評価・換算差額等 | 4,586 |
| 貸倒引当金 | △ 187 | その他有価証券評価差額金 | 4,586 |
| 資産合計 | 78,089 | 純資産合計 | 32,759 |
| | | 負債及び純資産合計 | 78,089 |

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|----------------------------|--------|--------|
| | 内 訳 | 合 計 |
| 営 業 収 益 | | |
| 保 管 料 | 4,055 | |
| 荷 役 料 | 3,235 | |
| 荷 捌 料 | 10,431 | |
| 陸 上 運 送 料 | 23,117 | |
| 物 流 施 設 賃 貸 料 | 726 | |
| 不 動 産 賃 貸 料 | 5,709 | |
| そ の 他 | 65 | 47,342 |
| 営 業 原 価 | | |
| 作 業 費 | 31,857 | |
| 賃 借 料 | 2,034 | |
| 人 件 費 | 1,851 | |
| 減 価 却 費 | 1,755 | |
| そ の 他 | 4,444 | 41,943 |
| 営 業 総 利 益 | | 5,398 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,918 |
| 営 業 利 益 | | 2,480 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 388 | |
| そ の 他 | 55 | 444 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 355 | |
| そ の 他 | 158 | 513 |
| 経 常 利 益 | | 2,411 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 527 | |
| そ の 他 | 37 | 564 |
| 特 別 損 失 | | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 225 | |
| 施 設 撤 去 費 用 | 166 | |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損 | 64 | |
| そ の 他 | 37 | 492 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 2,483 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,263 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 137 | 1,125 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,357 |

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 評価・換算 差額等 | | |
|------------------------------|---------|-------------|-----------------|-------------|-------|-------------|---------|------|--------------|---------|------------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 | | | | | 自己株式 | | 株主資本合計 | その他有価証 券評価差額金 |
| | | 資本準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | | | | | |
| | | 配当準備 積立金 | 特別償却 積立金 | 圧縮記帳 積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | |
| 前事業年度末残高 (平成18年3月31日現在) | 7,847 | 5,660 | 1,500 | 5 | 715 | 13,600 | △ 2,045 | △ 9 | 27,273 | 6,017 | |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △ 456 | | △ 456 | | |
| 特別償却積立金の取崩し | | | | △ 3 | | | 3 | | | | |
| 別途積立金の取崩し | | | | | | △ 3,600 | 3,600 | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 1,357 | | 1,357 | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △ 1 | △ 1 | | |
| 株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | △ 1,431 | |
| 当事業年度中の変動額合計 | - | - | - | △ 3 | - | △ 3,600 | 4,504 | △ 1 | 899 | △ 1,431 | |
| 当事業年度末残高 (平成19年3月31日現在) | 7,847 | 5,660 | 1,500 | 1 | 715 | 10,000 | 2,459 | △ 11 | 28,173 | 4,586 | |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

・時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法により償却しております。

② 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は22百万円減少しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

(追加情報)

平成18年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を同年6月29日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議し、同総会において、上記制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を役員退任時に打ち切り支給することを決議しました。これに伴い、確定した役員退職慰労金(214百万円)の打ち切り支給額は、固定負債の「その他」に含めて記載しております。

⑥ 投資等損失引当金

子会社への投資等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………金利スワップ
- ・ヘッジ対象……………長期借入金

③ ヘッジ方針

将来の金利上昇リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(8) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は32,759百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|---------|-----------|
| 建 物 | 6,502百万円 |
| 構 築 物 | 74百万円 |
| 機 械 装 置 | 8百万円 |
| 土 地 | 87百万円 |
| 投資有価証券 | 6,296百万円 |
| 計 | 12,968百万円 |

② 担保に係る債務

| | |
|-----------|----------|
| 短 期 借 入 金 | 2,266百万円 |
| 長 期 借 入 金 | 5,915百万円 |
| 割 引 手 形 | 56百万円 |
| 計 | 8,238百万円 |

上記の他、有価証券2百万円及び投資有価証券12百万円を借地契約保証金代用証券として供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 29,689百万円

(3) 保 証 債 務 2,635百万円

(4) 受取手形割引高 83百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | | |
|--------------|-----|----------|
| 関係会社に対する金銭債権 | 短 期 | 62百万円 |
| | 長 期 | 2,852百万円 |
| 関係会社に対する金銭債務 | 短 期 | 1,548百万円 |
| | 長 期 | 33百万円 |

(6) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受 取 手 形 110百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|------------|----------|
| 営業収益のうち | 322百万円 |
| 営業費用のうち | 9,705百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 150百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| 株 式 の 種 類 | 前事業年度末株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
| 普 通 株 式 | 32千株 | 2千株 | — | 34千株 |

(注) 自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

| | |
|--------------|--------|
| 未払事業税・事業所税 | 112百万円 |
| 賞与引当金繰入限度超過額 | 160百万円 |
| 未払社会保険料 | 21百万円 |
| その他 | 46百万円 |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 341百万円 |

繰延税金資産（固定）

| | |
|----------------|------------|
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 72百万円 |
| 退職給付引当金繰入限度超過額 | 858百万円 |
| 投資有価証券評価損否認 | 7百万円 |
| 関係会社株式評価損否認 | 109百万円 |
| ゴルフ会員権評価損否認 | 13百万円 |
| 減価償却費限度超過額 | 83百万円 |
| 減損損失 | 678百万円 |
| 投資等損失引当金 | 853百万円 |
| その他 | 198百万円 |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 2,874百万円 |
| 評価性引当額 | △ 1,670百万円 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 1,203百万円 |

繰延税金負債（固定）

| | |
|--------------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △ 3,027百万円 |
| 圧縮記帳積立金 | △ 488百万円 |
| 特別償却積立金 | △ 0百万円 |
| 繰延税金負債（固定）合計 | △ 3,517百万円 |
| 差引繰延税金負債（固定）(△)の純額 | △ 2,313百万円 |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、倉庫設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------|--------|---------|-----------|---------------|--------------|-------------|---|---------------------------|---------------------|-------------------------|
| | | | | | | 役員兼任 | 事業関係 | | | | |
| 子会社 | 澁澤陸運㈱ | 東京都中央区 | 80百万円 | 陸上運送業 | (所有)直接100.0% | 役員3名 出向7名 | 当社の陸上運送の下請等 | 陸上運送・引越業務他(注)1 資金の貸付(注)2 債務保証(注)3 | 5,134百万円 — 1,053百万円 | 営業未払金 長期貸付金 — | 943百万円 1,148百万円 — |

- (注) 1. 取引条件については、市場の実勢価格等を勘案して決定しております。
 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 3. 銀行借入(1,053百万円)につき債務保証を行ったものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 430円74銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 17円85銭 |

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 石塚 達郎 ㊟
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 井上 秀之 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 石塚 達郎 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 井上 秀之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月22日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 森田 久雄 ㊟

監査役 福島 正樹 ㊟

監査役 加嶋 昭男 ㊟

監査役 須田 光邦 ㊟

監査役 庄籠 一允 ㊟

(注) 監査役加嶋昭男、須田光邦、庄籠一允の3氏は社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、公共性の高い業種を事業の中核としており、その性格上企業体質の一層の強化・充実を進め、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化が求められております。配当につきましては、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本方針としております。

また、当社は本年3月30日をもって創業110周年を迎えることができ、ひとえに日頃の株主の皆様、お取引先の皆様の温かいご支援、ご愛顧の賜物と心より感謝しております。

経営成績も順調に推移いたしましたので、第160期期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

なお、平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役会決議で剰余金の処分を可能とする定款変更を行っておりますが、株主の皆様のご意思を反映させるため、必要に応じて個別の議案として提出いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき5円（うち、普通配当3円・創業110周年記念配当2円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は380,269,160円となります。

これにより、中間配当（1株につき3円）と合わせまして、年間配当は、当社普通株式1株につき8円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、第5号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の件」の1.に記載している理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することが、必要不可欠と考えております。

この点、会社法第278条第3項本文では、取締役会設置会社は取締役会の決議のみをもって新株予約権の無償割当てを行うことが可能とされておりますが、当社は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会の決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様のご意思に基づいて行うことが望ましいと考え、

- ① 株主総会の決議により新株予約権無償割当ての決議を行う、
- ② 株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただく、

のいずれかの方法によるものとしたたく、会社法第278条第3項ただし書に基づき、新株予約権の無償割当てが可能となる旨の規定を新設するものであります（定款変更案第12条）。

(2) 上記変更に伴い、現行定款第12条以下の条数変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------------------|---|
| <新 設> | <u>第12条（新株予約権無償割当ての決定機関）</u> <u>当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u> |
| <u>第12条～第44条</u> <条文省略> | <u>第13条～第45条</u> <現行どおり> |

第3号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となります。これに伴い、より透明性・健全性の高い経営体制の確立をはかるため、新たに社外取締役1名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------|--|------------|
| 1 | 北村敏夫 (昭和15年 4月21日生) | 昭和39年4月 当社入社 平成6年6月 取締役経営企画本部企画部長 平成10年6月 常務取締役企画部長 平成10年7月 常務取締役大阪支店長 平成12年6月 取締役社長 平成16年6月 取締役会長(現任) | 18,000株 |
| 2 | 犬塚静衛 (昭和19年 5月8日生) | 昭和42年4月 当社入社 平成10年6月 取締役人事部長 平成14年6月 常務取締役管理本部人事部長 平成15年4月 常務取締役管理本部副本部長 平成15年6月 常務取締役管理本部長 平成16年6月 取締役社長(現任) | 25,000株 |
| 3 | 本多紘三 (昭和19年 1月1日生) | 平成9年5月 株式会社第一勧業銀行本店審議役 平成9年6月 当社取締役国内営業部営業担当 平成10年7月 取締役営業管掌副社長補佐 平成10年10月 取締役営業第三部長 平成11年6月 取締役営業第三部長兼情報システム部長 平成13年4月 取締役業務本部副本部長 平成13年6月 常務取締役業務本部長 平成15年7月 常務取締役業務本部長兼不動産営業本部長 平成16年6月 専務取締役管理本部長兼業務本部長兼不動産営業本部長 平成16年10月 専務取締役管理本部長兼不動産営業本部長(現任) | 12,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------|--|------------|
| 4 | 井上博之 (昭和19年) (11月1日生) | 昭和43年4月 当社入社 平成14年6月 取締役業務本部企画部長 平成15年4月 取締役大阪支店長 平成16年6月 常務取締役大阪支店長 平成16年10月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 兼大阪支店長 平成17年4月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 平成18年6月 常務取締役ロジスティクス営業本部長 (現任) | 12,000株 |
| 5 | 水越啓藏 (昭和18年) (1月20日生) | 昭和41年4月 当社入社 平成12年6月 取締役神戸支店長 平成13年4月 取締役ロジスティクス営業本部営業担当 平成14年7月 取締役ロジスティクス営業本部副本部長 平成14年9月 澁澤物流(上海)有限公司董事長 (現任) 平成16年6月 当社常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長兼営業開発部長 平成16年10月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 平成19年3月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 (中国事業統括) 兼上海駐在員事務所長 (現任) (他の法人等の代表状況) 澁澤物流(上海)有限公司董事長 | 16,000株 |
| 6 | 齋藤秀一 (昭和21年) (7月13日生) | 昭和44年4月 当社入社 平成16年6月 取締役管理本部総合企画部長 平成18年6月 常務取締役管理本部副本部長兼総合企画部長 (現任) | 10,000株 |
| 7 | 笠原伸次 (昭和22年) (4月23日生) | 昭和45年4月 当社入社 平成15年6月 取締役神戸支店長 平成17年4月 取締役大阪支店長 平成18年6月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 兼大阪支店長 平成18年7月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 (国内物流担当) 兼関西支店長 (現任) | 13,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------|---|------------|
| 8 | 下 岡 隆 (昭和18年 5月5日生) | 昭和37年4月 当社入社 平成15年6月 理事管理本部経部長 平成15年6月 取締役管理本部経部長(現任) | 22,000株 |
| 9 | 薬 師 寺 徹 (昭和22年 2月3日生) | 昭和44年4月 当社入社 平成15年4月 参与横浜支店長 平成16年6月 取締役横浜支店長 平成18年7月 取締役関東支店長(現任) | 12,000株 |
| 10 | 駒 崎 慶 夫 (昭和22年 10月28日生) | 昭和45年4月 当社入社 平成17年4月 東京支店長 平成18年6月 取締役東京支店長 平成18年7月 取締役不動産営業本部不動産部長(現任) | 6,000株 |
| 11 | 古 賀 保 馬 (昭和23年 11月4日生) | 平成15年5月 株式会社みずほ銀行国際業務部顧問 平成17年9月 当社理事ロジスティクス営業本部中国・アジア部長 平成18年6月 取締役ロジスティクス営業本部中国・アジア部長 平成18年7月 取締役ロジスティクス営業本部海外事業室長(現任) | 6,000株 |
| 12 | ※松 本 伸 也 (昭和34年 8月12日生) | 昭和62年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和62年4月 丸の内総合法律事務所入所 平成8年7月 丸の内総合法律事務所パートナー(現任) 平成13年6月 株式会社インプレス(現・株式会社インプレスホールディングス)監査役(現任) 平成17年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員(現任) | — |

- (注) 1. 候補者水越啓蔵氏が、董事長を兼務しております滋澤物流(上海)有限公司は当社の100%出資子会社であります。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. ※印は新任候補者を示しております。
4. 松本伸也氏は、社外取締役の候補者であります。
5. 社外取締役候補者とした理由
松本伸也氏は、昭和62年弁護士登録以来約20年間にわたり多くの企業の法律問題に携わっており、より透明性・健全性の高い経営体制の確立等に十分な役割を果たしていただけたものと考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役としての適格性があると判断した理由
松本伸也氏は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験があり、コンプライアンス強化を中心とした企業統制をする十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

7. 責任限定契約について

松本伸也氏が原案どおり選任されますと、責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を限定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役加嶋昭男、須田光邦の両氏は、それぞれ本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------|---|------------|
| 1 | 須田光邦 (昭和18年 4月22日生) | 昭和41年4月 株式会社第一銀行入行 平成6年6月 株式会社第一勧業銀行取締役営業第二部長 平成8年4月 同行常務取締役 平成10年6月 同行取締役退任 平成10年6月 澁澤エステートサービス株式会社代表取締役社長 平成12年6月 月桂冠株式会社監査役(現任) 平成12年6月 株式会社ユウシュウコープ代表取締役社長 平成15年6月 当社監査役(現任) 平成18年6月 株式会社ユウシュウコープ特別顧問(現任) | — |
| 2 | ※ 齋藤宏 (昭和9年 7月20日生) | 昭和34年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和34年4月 加嶋法律事務所入所(現任) 平成16年6月 東海運株式会社監査役(現任) | 1,470株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者を示しております。
3. 候補者須田光邦および齋藤宏の両氏は、社外監査役の候補者であります。
4. 社外監査役候補者とした理由
須田光邦氏は、大手銀行における金融関係の知識と経験を有しております。また、齋藤宏氏は、昭和34年弁護士登録以来40年以上にわたり大手企業をはじめ多くの企業の法律問題に携わっております。両氏はともに知識、経験等を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役としての適格性があると判断した理由
齋藤宏氏は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験があり、コンプライアンス強化を中心とした企業統制をする十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断します。
6. 須田光邦氏は、当社監査役に就任後4年が経過しております。
7. 責任限定契約について
当社と須田光邦氏の間では、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、齋藤宏氏が原案どおり選任されますと、責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を限定しております。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の件

平成19年3月30日開催の当社取締役会（以下「当社取締役会」という。）において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、下記2.「本プランの内容」に記載のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、公表いたしました。本プランにおいては、当初の有効期間が本総会終結の時までとされており、本総会において本プランの更新につき株主の皆様のご承認をいただいた場合には、さらに3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとされております。つきましては、第2号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、変更後の当社定款第12条の定めに基づき、下記2.の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 提案の理由

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が、ニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①物流事業と不動産事業を両輪としたビジネスモデル、②物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、③健全な財務体質、④専門性を有する人材の育成と確保、⑤取引先との信頼関係、および⑥創業以来の企業文化等が必要不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保証されなければなりません。これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」と総称します。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については（注1）ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、独立委員会委員は、本総会で社外取締役および社外監査役が選任された後に、社外取締役1名および社外監査役3名となる予定です。その委員候補者の氏名および略歴は別紙のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等については（注1）ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付（注6）に係る株券等の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実施に先立ち、当社に対して、下記の①から⑦に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験およびその結果等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、お客様その他当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、独立委員会検討期間満了前であっても、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めたいえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで（ただし、下記(d)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）

（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点

から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、適時開示の規則を尊重して独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)

「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで（独立委員会検討期間を含みます。）、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社および当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社および当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- (f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、お客様、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、お客様、取引先等との関係または当社および当社グループの企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式(注10)の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注11)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注12)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注13)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの継続手続

本プランの継続については、以下のとおり、本総会において株主の皆様への承認をいただくことを条件とします。

- ① 会社法第278条第3項ただし書の規定に基づき、当社定款第12条に「当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」との規定を新設する定款変更議案を、本総会に付議する予定です。
- ② 上記①による変更後の当社定款第12条の規定に基づき、本総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結の時から平成22年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとなります。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(注1) 独立委員会規則は以下のとおりです。

- ・独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(再任された場合を除く)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本新株予約権の無償割当ての実施または不実施、本新株予約権の無償割当ての中止もしくは本新株予約権の無償取得またはその他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定等を行う。
- ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(注2) 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注4) 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。2.(2)「本プランの発動に係る手続」(a)②において同じとします。

(注6) 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 証券取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注10) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

- (注11) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注12) 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

独立委員会委員候補者略歴

本プランの更新が本総会にて承認された後の独立委員会委員は、以下の4名であります。

松本伸也（まつもと しんや）

【略歴】

昭和34年生

昭和62年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

昭和62年4月 丸の内総合法律事務所入所

平成8年7月 丸の内総合法律事務所パートナー（現任）

平成13年6月 株式会社インプレス（現・株式会社インプレスホールディングス）監査役（現任）

平成17年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員（現任）

※ 松本伸也氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

須田光邦（すだ みつくに）

【略歴】

昭和18年生

昭和41年4月 株式会社第一銀行入行

平成6年6月 株式会社第一勧業銀行取締役営業第二部長

平成8年4月 同行常務取締役

平成10年6月 同行取締役退任

平成10年6月 澁澤エステートサービス株式会社代表取締役社長

平成12年6月 月桂冠株式会社監査役（現任）

平成12年6月 株式会社ユウシュウコープ代表取締役社長

平成15年6月 当社監査役（現任）

平成18年6月 株式会社ユウシュウコープ特別顧問（現任）

※ 須田光邦氏は、社外監査役の候補者であり、本総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

庄籠一允（しょうごもり ひとみつ）

【略 歴】

昭和14年生

昭和34年4月 熊本国税局入局

平成9年7月 東京国税局調査第四部長

平成10年7月 東京国税局退局

平成10年8月 税理士開業（現任）

平成13年6月 株式会社アドヴァン監査役（現任）

平成16年6月 当社監査役（現任）

※ 庄籠一允氏は、社外監査役です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

齋藤 宏（さいとう ひろし）

【略 歴】

昭和9年生

昭和34年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和34年4月 加嶋法律事務所入所（現任）

平成16年6月 東海運株式会社監査役（現任）

※ 齋藤 宏氏は、社外監査役の候補者であり、本総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

以 上

(ご参考) 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関するQ & A

Q 1 当社による買収防衛策導入および更新の目的は何ですか。

A 1 第5号議案にてご承認をお願いする当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)は、当社株式の大量買付が行われる場合の当社における手続を定め、その際、それに応じるべきか否かを株主の皆様判断や当社取締役会が代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保するためのものです。

これにより、当社の企業価値の源泉である、①物流事業と不動産事業を両輪としたビジネスモデル、②物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、③健全な財務体質、④専門性を有する人材の育成と確保、⑤取引先との信頼関係、および⑥創業以来の企業文化等が害されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

Q 2 本プランの更新の手続を説明してください。

A 2 本プランは、次のような手順により本株主総会の決議を経た上で更新されるものです。

- ① 第2号議案において、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定できるようにするための定款変更、ご承認をいただきます。
- ② 上記①に係る株主総会決議により変更された定款の規定に基づき、第5号議案において、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を取締役に委任することに、ご承認いただきます。
- ③ 上記①および②が定時株主総会で承認可決されることにより、当社が平成19年3月30日開催の取締役会において導入を決議した本プランが更新されることとなります。

Q 3 本プランの概要を説明してください。

A 3 本プランは、株主総会決議(定款変更および新株予約権無償割当ての委任に係る決議)を経て、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライツプランです。具体的には、次のような内容を有しています。

- ① 当社が発行者である株券等について、株券等所有割合が20%以上となる買付等を行うことを希望する買付者等は、予め買付内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- ② 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見、その根拠資料、これに対する代替案(もしあれば)等を提出するよう要求することができます。
- ③ 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、外部専門家等の独立した第三者の助言を得た上、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様等に対する情報開示等を行います。

- ④ 買付者等が、本プランに定められた手続を遵守しなかった場合や当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、必ず独立委員会の判断を経たうえ、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
- ⑤ 本プランを発動する場合に割り当てられる新株予約権には、買付者等による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で50%まで希釈化される可能性があります。

Q 4 当社の買収防衛策は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A 4 本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

| 項 目 | 当 社 の 買 収 防 衛 策 |
|-------------------------|--|
| 導 入 目 的 | 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上 |
| 株 主 意 思 | <ul style="list-style-type: none"> 導入と本総会において、本プランの更新について株主総会決議を経ることにより株主意思を確認。さらに、その後も本プランの更新には株主総会決議を必要とする。 有効期間満了前でも、株主総会で廃止する旨の決議がなされればその時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思が反映される。 |
| 独 立 委 員 会 | <ul style="list-style-type: none"> 独立社外者のみにより独立委員会を構成。具体的には、本総会後は、社外取締役1名および社外監査役3名により構成する予定。 防衛策の発動等に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的な要件を判断したうえで行う勧告を経ることが必要。 |
| 手 続 開 始 要 件 (トリガー要件) | 20%以上の議決権保有または20%以上の議決権取得をめざす公開買付け等 |
| 有 効 期 間 (サンセット条項) | 3年間（再度更新する場合には、別途株主総会決議が必要） |
| 取 締 役 任 期 | 1年 |
| 廃 止 | 取締役会決議によりいつでも廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない） |
| 目的・発動要件・手続等情報開示 | プレスリリース、株主総会の議案および株主総会等において十分な情報開示を行う |
| 他 の 防 衛 策 | なし |
| 招 集 通 知 の 発 送 | 株主総会3週間以上前である6月6日（水曜日）に発送 |

Q 5 本プランの導入または更新によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A 5 本プランの導入および更新の時点においては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様は直接具体的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、新株予約権無償割当てが実施されたときは、買付者等以外の株主の皆様は、行使期間開始日後、無償割当てを受けた新株予約権を行使できることとなります。この新株予約権の行使価額は、新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める金額となりますので、新株予約権を行使する場合には、その金額相当のご負担をお願いすることとなります。

もっとも、当社が、新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使価額の払込みをすることなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

Q 6 新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A 6 ① 名義書換

当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに関する割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償で割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。ただし、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割り当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使請求書（株主の皆様が買付者等に該当しないこと等についての表明保証条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払い込んでいただきます。

③ 当社による新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨を決定した場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得しますので、株主の皆様による行使の手続は不要ですが、ご自身が買付者等に該当しないこと等についての表明保証条項等を含む当社所定の書式による書面の提出をお願いする場合があります。

Q 7 新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権の行使条件の中で、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。

A 7 まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の取得や行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行するなどの必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の取得や行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合などは、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権についても当社による取得条項の発動による取得の対象となりますので、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされた場合には、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることとなります。

*本Q & Aは、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」についてわかりやすく説明することを目的として簡略化したうえ作成されたものです。正確かつ詳細な内容については、当社の平成19年3月30日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」および平成19年5月22日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

メモ欄

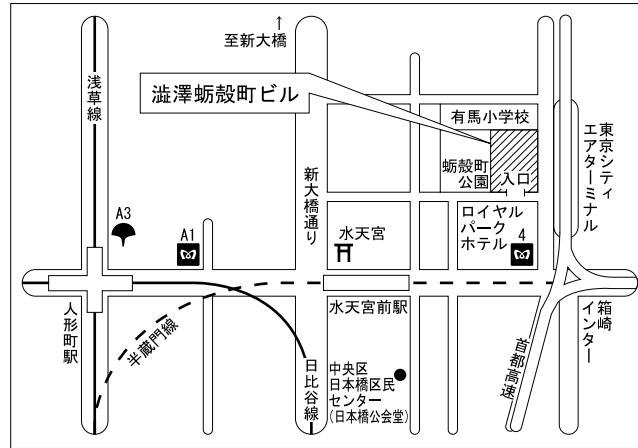
A series of horizontal dashed lines for writing notes.

定時株主総会会場ご案内図

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

澁澤蛸殻町ビル7階 会議室

ご案内 (03)3660-4040



東京メトロ 半蔵門線・水天宮前駅より徒歩1分 (No.4出口)

東京メトロ 日比谷線・人形町駅より徒歩5分 (No.A1出口)

都営地下鉄 浅草線・人形町駅より徒歩7分 (No.A3出口)